

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成29年 6月22日 開会 9時58分 閉会 12時14分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

西村 慎次郎 宮地 俊則 山下 憲雄 西田 久志
三輪 順治 佐藤 豊

4. 欠席委員名

妹尾 文彦

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 惣台 己吉

(2) 説明員

| | | | |
|---------|--------|------------|-------|
| 副市長 | 三宅 生一 | 総務部長 | 渡邊 聡司 |
| 総務部次長 | 妹尾 光朗 | 会計管理者 | 山下 浩道 |
| 総務部検査参与 | 谷 昌彦 | 監査委員事務局長 | 山本 高史 |
| 秘書広報課長 | 藤原 雅彦 | 財政課長 | 唐木 英規 |
| 企画課長 | 沖津 幸弘 | 税務課長 | 吉本 泰人 |
| 芳井支所長 | 三宅 孝一 | 美星支所長 | 川上 邦和 |
| 総務課長補佐 | 片井 啓介 | 教育長 | 片山 正樹 |
| 教育次長 | 大舌 勲 | 学校教育課長 | 倉田 和彦 |
| 生涯学習課長 | 三宅 誠 | 生涯学習課参事 | 綾 仁一哉 |
| 文化課長 | 藤井 清志 | 学校教育課参事 | 今井 浩 |
| スポーツ課長 | 一安 直人 | 学校給食センター所長 | 藤代 旨弘 |
| 市立高校事務長 | 岡崎 智嘉司 | 教育総務課長補佐 | 岩本 展到 |
| 財政係長 | 伊藤 圭史 | | |

(3) 事務局職員

事務局長 川田 純士 事務局次長 岡田 光雄

6. 傍聴者

- (1) 議 員 0名
- (2) 一 般 1名

7. 発言の概要

委員長（西村慎次郎君） 皆さんおはようございます。

少し定刻より早いようですが、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日、妹尾委員は、体調都合のため欠席をされております。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

梅雨入りしたとはいうものの、このところ晴天が続いておりました。本当に心地いいなどいうふうにも実感しておるところであります。こういった季節は、文化、スポーツ、生涯学習、そういったものが絶好の季節だなというふうにも思っているところでもあります。

先日ではありますが、市の窓口業務において、職員の対応が非常にいいということを直接私も聞く機会がありました。なかなかそういったことを言っていただく機会はないわけですが、本当に対応をきちんとしてくれているんだろうなというふうにも思っております。

また、職員が、このところといいますか、経済、雇用、あるいは定住、移住、こういった政策について数多くの政策、あるいはこれを立案してくれております。こういったものも他市、近隣の市にはないものだ、数多くあるというふうにも思っております。また、こういう施策を積極的に展開していきたいというふうにも思っております。一方で、財政の節度というものは極めて重要であります。こういった財政の裏打ちがあってこそその政策の遂行ができるというふうにも思っておりますし、こういった職員の一つ一つの英知を結集し、自治体間競争をこう勝ち抜いていきたいというのが今の気持ちであります。

さて、こうした中、本日は総務文教委員会を開催いただきました。皆様方には本当にお忙しい中お繰り合わせをいただきました。本当にありがとうございます。この委員会に付託されております案件であります。請願が1件ということになっております。慎重に審議をいただきたいというふうにも思っております。

なお、お手元に本定例会報告事項をお配りさせていただいております。皆様方には後ほどお目通しのほうをよろしくお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願

します。

〈議長あいさつ〉

（請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について）

委員長（西村慎次郎君） 初めに、紹介議員の説明を求めます。

委員（上野安是君） おはようございます。

もうよろしいですか。

委員長（西村慎次郎君） はい、説明をお願いします。

委員（上野安是君） 皆さんおはようございます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請ということで請願書、その紹介議員となりました。

内容は、この後協議会のほうで少し詳しく請願者のほうから説明をされると思います。よろしくをお願いします。やはり、教職員が本来の学習指導だけでなくしっかりと子供に寄り添って、子供の学習上とか、あるいは生活上の悩みとかというのを聞いて、それを解決するべく一緒に話し合っていくとか、あるいは保護者と時間を持つということがなかなかとれない現状だということを知っています。しっかりと今後の子供たちが、この国を担うためには、そういった教育からしっかりと先生方にかかわっていただいて、そのための時間が必要ではないかということで、今回請願の内容は下に2つ書いておりますけれども、計画的な教職員の定数改善の推進をすること、それから教育の機会均等と水準の維持向上を図るために義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを国の関係機関に意見書として提出してほしいということですので、何とぞ委員の皆様方には適切な判断をいただいて採択していただきますようによろしく願いいたします。

以上です。

〈なし〉

～休憩中、市民福祉委員会協議会開催～

委員長（西村慎次郎君） それでは、この請願について、皆さんから採択、不採択等のご

意見を求めます。

委員（三輪順治君） 採択すべきであるという立場から話をします。

ただいま参考人、小松様のほうから本文にある以外の補足の意見ももらいました。教育の問題は大変な、彼も言われましたように、投資を伴います。ただしかし、この趣旨にもありますように、たちまち教える側のほうの厳しい状況が数字の差はあれこそ変わっていないという、私も実感を持っています。国の財政事情によっていたずらに国庫負担率を下げることが本当に国の将来にとっていいか、井原市の未来にとっていいかと考えたときには、やはりゆとりがある、そして子供と向き合う時間を十分保障した内容にすべきであるというのが1点。

それから、定数については少子化の関係ではっきり言えませんが、切りがないとは思いますが、一定で、文科省ですか、教員養成の講座もありますから、研修ありますから、毎年多くの教員の方も生まれておりますが、その方々が精神的な状態に執務を通してなるということはゆゆしき問題だろうと思います。その率が、1割であれ、何%であれ、これはどの職場でもありますけれども、今日の社会の情勢を反映しとるというふうにも思います。したがって、この請願の1と2、同じく、私は両方とも採択すべきであるというふうに考えます。

以上です。

〈なし〉

〈採決 採択〉

委員長（西村慎次郎君） ただいま採択となりました請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、国に対し意見書の提出を求める請願でございますので、委員会の発議として提出することにいたしたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（西村慎次郎君） なお、意見書案につきましては、請願の趣旨にのっとり作成することとし、委員長に一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（西村慎次郎君） 以上で請願の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（西村慎次郎君） 本日の所管事務調査事項は、井原市職員人材育成の基本的な考え方等についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

〈井原市職員人材育成の基本的な考え方等について〉

委員（三輪順治君） ありがとうございます。井原市の人材育成の根幹にかかわる資料をお出しいただきましてありがとうございます。まず、御礼を申し上げます。非常に素晴らしい内容でございまして、まさに井原市のまちづくりの担い手である人々、特に市の職員のあり方、育て方の基本がよくわかり、大変参考になります。ぜひ積極的にこの具体化に向けて引き続き取り組みをお願いしたいと思っておりますが、その中でもこの研修の方針ができたわけですが、これをどのような形で庁内に広め、そして研修を実りあるものとするかということについてまず1点お伺いをいたしたいと思っております。

総務部次長（妹尾光朗君） 職員への周知ということではよろしいのでしょうか。

委員（三輪順治君） はい。

総務部次長（妹尾光朗君） この人材育成基本方針における職員への周知につきましては、例年グループウェア、井原市の職員が閲覧できるグループウェアの中で掲載をしております。全職員へ公表、周知をしております。これによりまして、職員は常時この基本方針が見られる状況でございまして、それで各職員が確認をしているような状況でございまして、

また、本年度は特にこの基本方針を改定したという年でございまして、年度当初の平成29年4月25日に、管理監督者でございます係長以上の職員、約90人でございまして、こ

の90人を対象に人事管理説明会を開催をいたしまして、周知及び所属職員の積極的な研修事項などを配慮、基本方針に基づく人材育成の実践をお願いをしたところでございます。

以上です。

委員（三輪順治君） かなり長期にわたる基本的な考え方でございますから、ぜひ、今研修なされました4月の管理監督者の方々以外にも、単に画面で見るだけじゃなくて、管理監督者の方々が身をもって現実問題やっただくことが必要であろうというふうに思っています。いずれにしてもこういったものが具体化してるわけでございますから、各層に広げていただくことを期待しております。

次に、質問でございますが、この中に井原市の定数管理の実態ということが、いわゆる運営状況、人事行政の運営状況になりますが、ちょっともう少しここは具体的にお示しをいただきたいと思っております。

総務部次長（妹尾光朗君） 定数管理の実態というご質問でございます。先ほどの資料、人事行政の運営等の資料をご覧くださいと思いますが、こちらの資料の3ページ目に書いております。

まず、市の、井原市の職員の定数につきましては、井原市の職員の定数条例によりまして、部門別職員数の上限が定められております。そういった中で、市民病院を除く職員の定数管理につきましては、第6次行政改革大綱・集中改革プランにおきまして、職員数の管理目標を定めております。そういったことで、それをごらんいただきたいと思っておりますけれども、事務量が、高齢化の進展や福祉の充実などを、年々事務量が増加していく中、この傾向は今後も続くというふうに予想されております。内容も複雑多様化ということを考えられるために、これ以上職員の削減は市民サービスの低下につながるおそれがあるということを考えております。職員数につきましては、基準年度でございます平成26年から2人増の382人を維持することで、平成27年から平成32年を目標としているところでございます。

なお、実績につきましては、平成27年度が363人、28年度が366人というような形になっております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 非常に厳しい目標数字でございまして、会社で言うても組織で言うてもやっぱり人は財産で、先ほどの育成方針を具体化していくためにも、相当な、年齢構造が井原市職員がどうなるとるかちょっとこの中に出とるんでしょうけど文章化しておりませんが、プラス2だけでこれからやっというのは厳しい目標定数管理でございます。それは理解をしますが、片や臨時職員であるとか嘱託職員について、今日かなりの数が井原市の方で採用されとると思います。そこらあたりの井原市における臨時職員、あるいは嘱託

職員の数、もしわかれば活動分野、このあたり、あるいは待遇面、一端をお知らせいただきたいと思います。

総務部次長（妹尾光朗君） 井原市における臨時職員や嘱託職員の数、活動分野、待遇面についてのご質問でございます。こちらにつきましては、特に資料を用意しておりません。恐れ入りますけど口頭で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、臨時嘱託職員の人数でございますけれども、平成29年度4月1日現在で市長部局の長期臨時職員は12名でございます。嘱託職員は、教育委員会部局との併任を含めると88名ということになります。長期臨時の内訳でございますが、臨時事務員が8名、臨時不法投棄巡視員が1名、臨時調理員が3名となっております。また、嘱託職員の内訳は、総務部では交通指導員などで13名、市民生活部が消費生活相談員など3名、健康福祉部が児童厚生員や介護保険の認定調査員、保育士などで64名、建設経済部が産業コーディネーターなどで7名、水道部が電気主任技師で1名というような内訳になっております。なお、臨時嘱託職員の活動分野につきましては、長期臨時職員は正規職員に欠員が生じた場合など、臨時的に、補助的に業務を行うというような役割をさせていただいております。職員数は各年度の状況によって増減が生じているようなところでございます。

嘱託職員につきましては、専門的な知識や資格を有する職について任用を行っております、それぞれのケースがございます。

なお、処遇につきましては、長期臨時職員の事務補助職員は日額で6,700円、嘱託職員は職種にもよりますけれども、主なものとしましては介護支援専門員が月額20万5,500円、保育士が月額17万3,000円等となっております。いずれも勤務期間に応じて期末謝金を支給しておりますほか、有給休暇も付与され、社会保険の適用を受けることもできるような状況でございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 私からの最後の質問にさせていただきますが、冒頭副市長のほうから若手職員等の提案に対する取り組みについてご紹介ありまして、非常にいい関係で回っているというふう感触を得ました。ありがたいことだと思っております。そこで確認なんです、私が昨年9月議会本会議で職員提案に対してお話を聞いたところ、毎年5月、6月を集中期間としてイントラ等で提案を受け、そして何十件かの中から、昨年はたしか9月の時点でしたけど2件採用されたと。参考にするというのが確かにあったというふうな本会議での答弁をいただいております。それで関連して、若手の方がどんどんこれからも育っていくためにも、そういう提案を積極的に採用してやり、そして褒めてやるということが必要になってこようかと思っておりますが、現在における若手職員の提案型研修の実績ですね。ことしも5

月、6月ですから今まさにその時期であろうと思いますが、状況について幾らかお教えをいただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

総務部次長（妹尾光朗君） 若手職員の提案型ということでの実績ということでございます。先ほど委員さんのも説明いただいたとこですけれども、毎年5月、6月と強化月間ということで職員提案の募集をやっております。これにつきましてはもう一度ご紹介させていただきたいと思ひますが、28年度におきましては51件の提案がございました。審査の結果、実施することになったものが2件、検討を要するものとなったのが10件、そのほか実施困難、実施済みのものがございます。ちなみに、27年度につきましては62件の提案がありまして、審査の結果実施することになったのが2件、検討を要するが7件で、あとはその他、実施済等でございます。そういったような状況でございます、そういった中身につきましては政策的な提案、あるいは事務改善的なもの、事務改善的なものが非常に多ございますけれども、そういったものを職員のほうから提案をさせて、それについて中身を審査し、採用できるものについては積極的に採用をしていくというふうな状況でございます。過去、例えば井原市の公式フェイスブックの開設とか、ふるさと納税の返礼品の充実、そういったものも行ったとこでございますし、事務改善については多々そういった事例があるような状況でございます。そういった職員提案というようなものが1つございます。これは、毎年いつでも提案していただくような形をしておるんですけども、先ほど言いましたように5月、6月を強化月間ということで、特にその月については募集を求めておるといふようなところでございます。

それから、そういった内容である以外に、ほかにも若手職員からさまざまな政策的な意見を取り入れるような仕組みは幾つかございます。そういったものをひっくるめて、井原市としてさまざまな形で、総合計画にもございますし、総合戦略なんかにも反映していくような形で事業のほうを進めてるような状況でございます。

以上です。

委員（佐藤 豊君） すいません、聞かれたらちょっとどういうふうな答えをしていただくかようわからんのですが、人事行政の運営等の状況の中の7ページの、ちょっと僕自身も余り聞いたことがない言葉だったんでちょっとどういうことなのか詳しく教えていただきたいんですけど、7の職員の分限及び懲戒処分の状況ということで、分限処分ということで説明はあるんですが、休職が6名ということですけど、具体的には、懲戒とかになってくるとみんな知る機会も多いんですけど、分限処分ということは具体的にはどういうことなんでしょうか。詳しく教えていただければありがたいんですが。

総務部次長（妹尾光朗君） 分限処分の中身の説明ということでよろしいですか。まず、

分限処分と懲戒処分の区分でございます。分限処分につきましては、基本的に職員が試験を受けて入ってきて、通常事務に携わるわけでございますけれども、何らかの理由によりましてその職員が職責を果たさなくなった、能力はあるんですけれども果たさなくなった、いわゆる病気とか、精神的な問題でというようなことをご理解いただきたいんですけども、そういったことで仕事ができなくなったということに対しての処分ということでございまして、最初は降任、ちょっと順番はあれなんですけど、降給、それから休職になって、場合によっては免職というようなことになっていくのかなというふうに思っております。

それから、懲戒処分につきましては、ご存じのとおり、基本的には職員がいわゆる違反をした、悪いことをしたというような場合に課せられる処分でございます。これにつきましては戒告、戒め、文書等でやることから、減給、停職、それから免職という、いわゆる首です、そういったことになろうかと思えます。内訳はそういった内容でのことでございます。よろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） ほいで、休職の場合は、何年まで休職とか、それから報酬が出るのか、具体的にはどうなってるんですか。

総務部次長（妹尾光朗君） 基本的に、まず最初に、調子が悪いとかという場合は有給休暇を使います。有給休暇の場合はその年度20日間とれまして、前年繰り越し20日あるんで最大40日とれますけれども、それとは別に病気休暇というものもございます。これは1年とれるんですけども、それをとった後に、その後分限ということで3年とれます。で、それを越えると、もういわゆる免職というようなことになってきます。

委員（佐藤 豊君） わかりました。ありがとうございます。もう余り、あれですね、すいません、次に。

あと、こちらのほうの人材育成基本方針の中で、10ページの3、(2)の下の方ですけど、人の育成を考慮した人事異動、配置管理、昇任管理というところなんですけど、私、今年度の大幅な人事異動があったのがまち・ひと・しごと創生本部の地域振興課ですか。

総務部次長（妹尾光朗君） 地域創生課。

委員（佐藤 豊君） ああ、地域創生課。かなり異動が多くて、残られとる人が1人か2人ぐらいしかいなかったかというふうに思うんです。あの課をつくるときに大々的に市長が地域創生をうたって、この体制で頑張るといようなことを言われてまだ2年ほどだと思ってるんですけど、そこであれだけの人事異動をされたという、やっとなんか基盤ができてこれからという、僕自身も期待もしたんですけども、大きく体制が変わったというんか、職員の異動があったというふうに僕自身は認識持つんですけど、そういった観点で、人事異動に対しての捉え方というのはここには昇進とかいろいろありますけれども、頑張ってください

次の部署で頑張ってもらいたいというようないろんな意味で昇進という、まあ年を重ねていけばそういうこともあるんでしょうけれども、せっかく肝いりで頑張ろうという体制づくりをした中で2年で交代することにちょっと、私個人がですよ、違和感感じとんですけど、どのようにその辺のことを、副市長、お思いでしょうか。副市長の考えとしては、通常の人事異動だという思いでよろしいのでしょうか。

副市長（三宅生一君）　まあ実例を挙げて言われているわけでありますが、他のセクションといえども3年、4年でこう変わっているというのが実情だろうというふうに思っております。例えば市民課におきましても保険年金係がありますが、単純に4年いても毎年違ったことをやっているというのが実態なんです。そういう中で、地域創生については、もちろん市の、あるいは市長の肝いりでできているということではあります、ほぼほぼやり始めて一月、二月で、もうこれを前例といいますか、今までの仕事をほぼほぼマスターしてやっていくというのが市の仕事だというふうに思っております。これは、民間を長く経験された議員さんにはすごく当たり前聞こえることだろうと思っておりますし、市においても同じであります。そういう中で、2年というのはもうかなりそういう一つの政策を立案し、それを見届ける成果を上げていくというのはもう当たり前のことでありまして、その感覚を次の部署に生かすということでやっております。これは、もう人それぞれの持ち味もありますし、それからそういったこの仕事にさらにこっち側を向いているというようなことがあればどんどん登用していくということでもあります。これは、男女問わず、あるいは若手を問わずということでもあります。なおかつ、市の職員については、県、あるいは県等へ派遣をして、よその行政の風土も感じて帰ってきているという、そういうタイミングもあります。今日では、東京へも行かせているということは皆様方にご案内しておりであります。人材という中で、井原市においては材料の材を、人材の材は財産の財に変えるという、そういった意気込みでの高みを目指しております、単に2年であるからどうだということを思って人事をしないということを基本としております。もちろんベテランを残して行政の継続性を保つということもやっていく、これもやぶさかではないというふうに思っています。

以上です。

委員（佐藤 豊君）　はい、わかりました。終わります。

総務部次長（妹尾光朗君）　先ほど、病気休暇の日にちを、私は病気休暇は1年と言っておったんですけど、申しわけございません、90日でございます。訂正して、おわび申し上げます。

〈なし〉

委員長（西村慎次郎君） ないようでございますので、本件については終わります。

ここで、執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

企画課長（沖津幸弘君） 1件報告事項がございます。

井原鉄道株式会社から報告を受けている案件で、内容は井原鉄道で平成25年11月に発覚した元社員による不正事案について和解が成立した件でございます。

報告によりますと、井原鉄道が平成26年10月に元社員及び身元保証人を相手に4,170万円の損害賠償請求を岡山地方裁判所倉敷支部に提訴しておりましたが、平成29年3月6日に裁判官から提示された案に沿って損害額約3,900万円、既に支払済額などの700万円を控除した和解金3,200万円で訴訟上の和解が成立したとありましたので報告させていただきます。

以上でございます。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、委員の皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。皆様方には、この委員会、請願も含めてですが、通じて貴重なご意見をいただきました。今後はこういったご意見、ご提言をもとに、さらにさらに井原市の市民の幸せ、それから付託に答えるべく頑張っていきたいというふうにも思っております。本日はどうもありがとうございました。

委員長（西村慎次郎君） 執行部の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

〈所管事務調査事項について〉

〈異議なし〉

〈閉会中の継続審査の申し出について〉

〈異議なし〉

委員長（西村慎次郎君） 今、お配りしました総務文教委員会での所管事務調査項目案ということで、三輪委員及び山下委員のほうからご提案をいただいております。前回、今後の所管事務調査の進め方ということで協議をさせていただき、またこの会で協議していきまし

ようというふうにしておりましたが、今後の進め方ということでは、まずご検討いただきたいというふうに思っております。ただ、8月に行われる市民の声を聴く会等もございますので、そのあたりも踏まえながら9月の本会議の中の常任委員会でという話もございますが、緊急性がもしあれば早急な対応をとというのも当然あるわけですが、今後この所管事務調査事項案をどう取り扱いましょうか。今後の進め方について、ご協議をお願いいたします。

委員（三輪順治君） きょうは、私、山下さんも出て、ここへおられますけれども、趣旨を説明させていただく時間があれば、簡単でいいんですけど、お与えいただければと思うんですが、もし委員長においてそれを配慮されるならばお願いしたいと思います。

委員長（西村慎次郎君） 今提出いただいている所管事務調査事項案につきまして、提出者のほうからのご説明をいただいて、最終的にどう取り扱うかというのはまた持ち帰りということになるかもしれませんが、まずは内容について提案者のほうからご説明いただきたいというふうに思います。

委員（山下憲雄君） それじゃあ、3項目提出をさせていただきました。様式を採択されるかどうかということでちょっと簡略しておりますけども、ご了承いただきたいと思えます。

3つのテーマでありますけれども、テーマの文書の整えは別といたしまして、これは誤字がございますけど、すいません。井原市におけるスポーツ振興政策のあり方ということで、市民の生涯にわたって健康で文化的生活を営むための直接、間接的な条件を整えて、いっぺん確認をしていきたいというつもりで書いております。もちろん小学校、中学校、あるいは高等学校、全てにスポーツというのは行われておるわけですが、生涯にわたりということで、大人、老人に至るまで健康受命日本一を目指す市としてのスポーツにおける振興のあり方というのを、それぞれの政策的なものを整えるべきじゃないかということで、設備あるいは場所、あるいはその啓発するいろんなイベントを、井原市の例えば地区で行われます運動会、あるいは団体が行っておるさまざまなスポーツがありますけれども、それを連携したようなものがこう一括して、市として捉まえて、そこに市の振興策というのを置いていけないかという意味で書いております。

2つ目の地区の文化財、史跡等の保存のあり方ということで、それぞれ井原市には文化、あるいは歴史にまつわる伝承事、あるいは神社、仏閣というようなものが、社寺、仏閣といったようなものがございますが、これが現在ではそれぞれの文化財に指定されたようなところはそれなりの管理体制というのもあるかと思いますが、それに至っていないようなところでもたくさんものがありますので、そういったようなことを調査して、あるいは調査によって新たに発掘されるような重要なことっていうのも発見されるやもわかりませんが、今ま

ちのコミュニティーが崩壊していく中で、ややもすると消えていってしまうような有形、無形のものもございます。特に無形といったようなことで私の住んでるところでは、講と称する、私こっち来ていろいろとそれが田舎らしいっていうんですか、井原らしいということで、太子講、荒神講、何やら講といったような講で地域の人たちが、過去からずっと宗教とかそういう精神文化をベースにして整ってるものもありますし、それがもう二、三年前やめたんだといったようなものもたくさんございます。そういったようなものを何かの形で実態調査をして、記録すべきことは記録する、フォローすべきことがあったらフォロー体制を一遍検討してみるといったようなことが必要じゃないかと思っております。非常に十六羅漢さんっていうのは、これも調べてみたら非常に値打ちがありそうなものもあるんですけども、今のいわゆる門徒っていうんですか、寺の門徒さんの財力ではもうとてもそれを復元したり保存したりしていくことは不可能であるということで、もうぼろぼろ状態になりかかって雨漏り状態のところを放置されてしまってるというようなこともあります。そういったようなことを調査するなりして、サポートすべきことはしていく必要があるんじゃないか。また、残していくことは体制づくりが必要じゃないかというふうに思っております。

それから、3つ目の第7次プランといいます、まあまあ要するに総合プランのことですが、これが今12月には大体見通しが公表されるということでもありますけれども、それに沿った財政見通しとの戦略的関連ということで、大体7次プランは5カ年計画で立てられるということになっておりますが、予算が単年度ごとですので、これを2年目、3年目、4年目、5年目というふうにそれぞれの戦略プランと体制との結びつき、そのウエートのかけ方等々が示されて、それがそれぞれの年次ごとに財源の収支見通しと連携して、進捗のシステム、いわゆる目標達成の度合いといったようなものがチェックできて、必要なら修正を入れる、また計画の練り直しをするといったようなことを整えられるような仕組みを財政と5年に至る市民が減少していく中でのあり方と結びつけた体制をとるべきじゃないかということで書いております。

以上です。

委員長（西村慎次郎君） 第7次プラン、総合計画は10年で、前期基本計画というのが5年っていう。

委員（山下憲雄君） 30年度から……。

委員長（西村慎次郎君） 仕掛けられてるのは10年間の総合計画で、それとあわせて5年間の基本計画というのがつくられてるところで。

委員（三輪順治君） 私のほうの説明を簡単にいきますと、まず、今山下委員がご提案の案としてののは、3点目が私も3番に書いておりますが、総合計画後期5カ年と今7次の基

本構想と、あと前期5カ年がこれが出てきますけれども、その進捗管理はどうしても当委員会としては進捗管理をチェックしながら、先ほどおっしゃったPDCAサイクルを含め、見直すべきところ、あるいは重点的なウエートのかけ方を含めてやはり評価をし、そして次に向けた単年度予算ですからやっていかないといけんだろうということで、これは趣旨は基本的に同じでございます。財政見通しをしっかりとした中で計画を絵に描いた餅で済まさんようなための、いわゆる委員会におけるチェック機能を果たしていると、こういうことで一緒でございます。3点は、まずそういう意味でございます。

それから、1点目は全く変わったような構造なんですけど、実は井原市の税構造っていうのはご承知のように自主財源比率が低くて、国の交付税等によって相当左右されると。幾らお金をためとって、崩し出したら早いという個人的な感想もありますので、私は税構造についてやはりもう一度当委員会において精査をしていく。その場合には歳入見通しということで、現在も各種税目については岡山県内ほとんど一緒の税目、税率です。ですから、その税率については非常に条例事項でございまして扱いにくいんですけども、果たして地域が自立するための税構造になっとるか。特にその他の雑入とかその他の井原市において裁量的にできるものについて、やはり市民の方々声も聞きながらやっていく中で、余りきつ過ぎると上げることもできないので、そういった余り光が当たってないところを、そういうもんも、例えばグラウンド・ゴルフでも今市内の利用者が200円取られてます、市外が400円。今日的にいいのかどうかを含めて。あるいは、65歳以上の高齢者に対する減免措置も、美術館、博物館では無料のところもあるし、市外、市内を問わないところもある。いろんな格差があります。歳入だけふやすというわけにはいかないんですけども、構造を見直すということもやはりチェックをかけるということで、運営の基本になりますから、それはやる必要があるだろうというふうに思ってます。

それからあと、税配分です。例えば、私が福山へ行って2万円のスーツを買おうと。そうすると消費税払ってきますね。地方消費税ということで8%の中にその地方消費税があるんですが、地方交付税のいわゆる地域分です。それも今ちょっと分析してないのでわからないんですけども、果たして井原で買う場合と福山で買う場合にはね返りがどうなんかということなんです。もちろん10%になるのがもう目の前に来てますから、それによってできるだけ市内の消費を上げていくことも必要だろうし、それは結局税構造にどういうふうに影響を与えるのかということなんです。特に、そのことによって景気刺激策として市内の方の実績を上げていく、市外のいたらぬところはかりていくとかということで、地域経済の回りです。福山経済圏、倉敷経済圏、もっと広げていけば大きいんでしょうけど、大体そこでコンクルーズ、要するに包括されると思うので、地域経済分析ということで、例えば工事にしても、結局井原

市においてはイバラノミクスの経済波及効果を出してはいますが、本当の額であるかどうか。本当は税収に見返りが無いといけないけど、どうも税収とうまくリンクしてないような気がして。どっかで取られちゃうと。どうも何か税構造のベースをもう一度、きちっと整理していくと。極端に言やあ、1円ドルが下がったらこの地域は何ぼ損するんか、まあ極端にです。そういうことまでできませんが、そういうふうな厳しさというものを地域ともども共通課題として持つというのが必要だろうというふうに思ってます。それ1点目です。

2点目は、情報セキュリティーです。どっちかという、情報化計画と書いてますが、今日、議長の冒頭のごあいさつにもありましたように、非常にIT機器が発達するにつれて、片や影の部分がたくさん出ております。特に今後のマイナンバーについては、どこでどう使われるかわからないような今状況です。計画は何かあるようなんだけど、どうもうまくいってなくて、井原市民とのかかわり、例えば病院でもうそれを使えというんか、あるいは、わかりませんが、保険証のかわりになるそうなんですけど、各種サービスで使えるようになるのであれば、そのセキュリティーというのは国家プロジェクトにも匹敵するような大きなことになる可能性もありますけれども、井原市の現状です。井原市の住民情報系システムを中心に、セキュリティー確保の対策はどうなのか。これは、きのうだったかな、倉敷の職員が逮捕されました。入札妨害ということで、予定価格を担当部署じゃなかったのに知って、業者にどうも言うたらしいんじゃない。そんなこと普通あり得ない、システムがしっかりしてれば。そういうようなことも含めて、やっぱりこれはおまえら何しようたんなじゃ済まんので、起こらんようにするための監視体制をしていかないけん。ということとあと、システムによって、先ほど言ったように382人というもう限られた定員でしかやらんというような井原市の考え方があるんで、そうすると業務の効率性、効果性を上げるためにシステム導入していく場合の着眼点等についても考えていかにゃいけんじゃろうというのが2点目です。

それから、1点飛んで4番目です。これは、小・中学校の再編にかかわる問題を含め、現教育長は小学校、中学校の再編はしないと、こういうふうにはっきりおっしゃってますが、まだしかし教育諮問会議の結果が出ておりません。教育諮問会議の議長は市長でございまして、おっしゃるようになります。もう今のインフラをこのまま維持しようたらもうお金がもたなくなるといことがはっきりわかっておりますんで、そこらあたり所管がどっちになるかわかりませんが、一応総務、建設水道とも関係あるし、全部の委員会とも関係するんですが、全てにかかわるところは総務のほうでやるということであるとすれば、4番はそういうふうに複合化、あるいは多機能化についての基本を練ると。当局の考え方を聞き、正し、そしてあるべき井原市の10年後、あるいは20年後、まあそこまでいきませんが、5年後、10年後について、私たち任期は4年ですから、任期中の期中における考え方をまとめないかん。こ

れが4番目です。

それから、5番目も、先ほど山下委員が提案されたこととよく似てます。僕は、生涯スポーツというのはやはり子供からお年寄りまで全てだと思います。ですから、少し違う視点をいうとすれば、スポーツ関連産業の育成です。つまりITが進んでくると、まあIT起業もこれから入ってくるかもわかりませんが、スポーツにかかわるそういった分野、産業です、産業関連。産業関連はもう教育委員会が持ってますけど、教育委員会の整備、教育委員会ではできないと思います。そうすると、スポーツ振興は今、ここに、右のほうに「関係法律」と書いていますが、これは地方教育行政の運営組織に関する法律というんがあるんですが、そこには文化、スポーツは市長部局でもええと、むしろそのほうが望ましいという答申を中央教育審議会から出てますから、現在県内でも相当の数が今市長部局に移ってやっています。で、そこらあたりは議論して、提言をすべきであろうというふうに私は考えております。

それから、6番は指定管理、これは先ほどの1番とか2番とか全部かかわってくるんですが、3番に吸収されればこれはこれで独立せんでもええとは思いますが、やはりこれからはPFI、民間の資金を入れてつくっていく、あるいはできたものを民間に委託、指定管理も当然考え方が必要になってきますんで、相当部分粗っぽいことをやらんと、この何年間で方針をかなり出さんと、今のマネジメント計画、総合管理計画は非常にアバウトに書いてるだけであるんで、現場へ入ったらもう大ごとになる可能性があるんで、しかしながら基本、指針は持っとかないといけないということになると、当局の考えを聞きながら、我々も現場へ出さされる可能性が非常に高いと思います、地区によって。ここの、例えば美星に行くと、まあここは、美星の議員が、美星に行ってこの施設とこの施設を統合したいということになったときに、もう地元の方は今までのサービスが下がる、もう大反対だと思います。しかしながら、こうなるんだということを説得していくのがやっぱり職員の役割であり我々の役割の一つであろうと思います。そのためにはやっぱり考え方を同じようにしとかんと、違う説明はできないので、やっぱりインフラの関連は指定管理だけではないんですが、地元の方にもメリットがあるようなあり方を考えていくということで大きく括っております。まあもっとわかりやすう言やあ、ただ公民館を指定管理にすると、みやすい言葉で言えば。そうすると、公民館の方々は現在主事が1人おりますけども、地元で雇えると。その指定管理料の中で、いろんな、土日を含め、32時間という枠を撤廃していろんな形で活動できると。まあ最低賃金は守らないけないんでしょうけど、そこはそこでボランティアといわゆる公民館管理運営ということであろうと。まあこれからの時代の働き方改革の一つでございます。

7点目は、広域行政です。今、高梁圏域、備後圏域、何をどがんやとかさっぱり見えません。計画はたくさんありますが、今何がこれは広域で何が単市で、これが一部事務組合かわ

からない。ようやく国保が広島県に来年度の4月から一応保険者が変わるようになりましたが、考えてみれば介護保険にしても、今隣の矢掛とか、あるいは笠岡とか、全部介護保険料違うんです。サービスは基本的には同じなのに。で、隣の家へ生まれとる家の負担料が5,000円で、その2メートル違うところが例えば3,800円、これはおかしいわけでございまして。そういうことを含めて、広域行政のあり方については、現在行ってる広域連携中枢都市事業計画を全て出していただいて、その進捗を管理をするとともに、本来井原市が全部何もかもできない、市長、副市長は市町村競走に打ち勝つというて言われたんじゃけど、僕は打ち勝たんでもええと僕は思うとる。僕は、お互いが連携し合って助け合っていくと。そして、お互いが潰れんように潰れんようにお互いが協調していくほうがむしろ私はこれからの時代であるというふうに思ってます。そういう意味で7番目を上げてます。私の7点上げさせてもらうのがたくさんあるんですが、別に全てがどうのこうのじゃなくて、これから皆さんの議論を経る中で集約していければいいというふうに思ってます。

なお、参考までに、表題と、2ページありますけれど、右のほうが具体的な方法論です。以上です。

委員長（西村慎次郎君）　多くの提案をいただいたわけですが、全てが同時に進行して所管事務調査ができるわけでないと思っております。まずは緊急度があるのであれば、まあ即取り組みというところではあるんですが、見させていただくと即に即というよりかはじっくり焦点を絞ってというか選択して、所管事務調査事項これだけ、10個も出てますけども、それを絞り込んで進めていければなというのもありますし、8月の市民の声を聴く会でも多くの意見を市民の方からいただけるということが想定されますんで、これも含め、市民の声のご意見も含め、9月に、三輪委員の紙にも書いてありますが、9月の定例会で協議して何点かに絞り込むという進め方がどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員（三輪順治君）　異論は、私はありません。

委員長（西村慎次郎君）　よろしいですか。

委員（佐藤 豊君）　私もそれで結構だと思います。いろいろ今後考えなければならぬといった方向性で所管事務調査としてお二人の方から上がってきたものは貴重なものだというふうに思いますので、その中からちょっとチョイスしながら9月にそういう方向性、また先ほど委員長のほうからありましたけど、市民の声を聴く会でまたさまざまな声も出てくるというふうに思いますので、そういったことを参考にしながら所管事務調査として何件かを対応していければいいというふうに思います。

委員長（西村慎次郎君）　それでは、そのように決めさせていただいて、9月の時点でまた…。

山下委員、よろしいですか。

委員（山下憲雄君） 結構でございます。

〈異議なし〉

委員長（西村慎次郎君） それでは、所管事務調査事項については以上で終了いたしまして、次に議会への提案を議題といたします。

〈議会への提案〉

〈回答案について協議〉

・番号1

〈決定〉

〈行政視察について〉

〈委員長、副委員長一任〉

委員長（西村慎次郎君） 閉会に当たり、議長、何かございましたら、お願いいたします。

議長（西田久志君） いえ、ございません。ご苦労さまでした。

委員長（西村慎次郎君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。